

**令和3年第1回七戸町議会定例会
会議録（第4号）**

令和3年3月10日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 4 報告第 4号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 5 議案第19号 七戸町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第20号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第21号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第22号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第23号 七戸町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第24号 七戸町堆肥センター設置条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第25号 七戸町ライスセンター設置条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第26号 七戸町農産物流通センター条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第27号 七戸町農産物集出荷貯蔵施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第28号 七戸町転作物加工処理施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第29号 七戸町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第30号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第31号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第32号 七戸町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第19 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第34号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第21 議案第35号 町有財産の無償譲与について

- 日程第 2 2 議案第 3 6 号 町有財産の無償譲与について
- 日程第 2 3 議案第 3 7 号 土地売買契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区造成工事 (第 3 工区))
- 日程第 2 5 議案第 3 9 号 十和田地区食肉処理事務組合規約の変更について
- 日程第 2 6 議案第 4 0 号 十和田地区食肉処理事務組合の解散について
- 日程第 2 7 議案第 4 1 号 十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 8 議案第 4 2 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 4 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 3 0 議案第 1 号 令和 2 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 日程第 3 1 議案第 2 号 令和 2 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 号 令和 2 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 3 議案第 4 号 令和 2 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 4 議案第 5 号 令和 2 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 5 議案第 6 号 令和 2 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 6 議案第 7 号 令和 2 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 7 議案第 8 号 令和 2 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 9 号 令和 2 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 9 予算審査特別委員会審査報告
- 議案第 1 0 号 令和 3 年度七戸町一般会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 3 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 3 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 3 号 令和 3 年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第 1 4 号 令和 3 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 1 5 号 令和 3 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算

	議案第16号	令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
	議案第17号	令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第18号	令和3年度七戸町水道事業会計予算
日程第40	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第41	請願第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を 求める意見書採択の請願について
日程第42	発議第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を 求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	听清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	澤山晶男君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君

世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	天 間 孝 栄 君	事務局 次長	鳥谷部 伸 一 君
-------	-----------	--------	-----------

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和3年第1回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、3月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第1号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号は原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第3号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

7番議員。

○7番(柘 清悦君) 7ページ、歳出、2款18目14工事請負費というところで、空調設備改修工事費545万円というふうになっているのと、この後の議案でも結構空調設備の改修工事5,000万円とか結構大きな金額がかかっているわけですけども。令和3年に、令和4年度からのあの道の駅の指定管理をどうするかというところは、今、検討している最中だと思うんですけども。直営にするメリットとすれば、やはり、販売手数料が例えば15%入るとしても、4億円だと6,000万円、仮に全支出約8億円だとすると、1億2,000万円の歳入が町に入ってくるので、こういった経費なんかにも回せるという点では、直営のメリット、直営のほうがメリットがあるのかなと思っています。指定管理を出すにしても、利益の半分、ある金額を超えたら町のほうにも半分というふうに取り決めてやると思うんですけども。

今後、こういった経費なども考えると、直営もメリットがあるのではないかなと思っていますけれども、その辺りはどういうふうを考えているのか伺います。

○議長(瀬川左一君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田良亮君) お答えいたします。

令和3年度で物産館の指定管理が終わると同時に、産直施設を含めた指定管理について、作業に新年度入りますというのは、先日申し上げたとおりです。

その過程で、当然一括で指定管理するのか、あるいは、ふさわしいところがなければ直営、そういうことも全て含めて作業に入りますので、よろしく願いいたします。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第4号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 報告第4号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第11号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 議案第19号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第19号七戸町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第20号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第20号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第21号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第21号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) この中でいまあるのは、病原体が中段に、新型コロナウイルスなんてあるのですけれども、いまこの説明の中は、変わった変異型も含む形の文言で解釈してよろしいのでしょうか。

○議長(瀬川左一君) 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

いまの、変異型の部分の新型コロナウイルスの部分は、これには含まれてございません。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） では、例えば、ワクチンでも何でも、これをやるというときは、それが入ってなかったら困るのではないですか。含むのであれば、完全にこの検査を受けましたと、ワクチンでも何でも。では、それが変異型も含めないと、何かおかしくなるのではないですか。大丈夫なのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） その点につきましては、事務方のほうも、国のほうに確認中でございますが、それも入らないと、今後、後々、大変なことになるということで、そちらは今後確認して、随時、町民の方に、そういう新型コロナウイルス感染症の関係で、変な迷惑がかからないように対応していきたいと考えてございますので。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） ぜひ、そうしてもらわないと。いま、出ているのは、いままでは、新型コロナ、新型コロナとって一般に言っていたら、今度は、変異型が入ってくるから、もっと倍化するのではないかと心配もされていますので、やはり、その辺は、随時、あなた方が一番現場で分かっているでしょうけれども、それを確認して、それを広報で流すなり、防災無線で流すなり、何かしてくだされば助かります。答弁は要りません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第22号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） これ、昨日の予算のところでもやったのですが、介護保険料が120円引き上げになるということですが、これは、この条例でいう第何号のものに該当するか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

保険料、新旧対照表の改正後の部分の第2条（5）、この第5号とあるのは基準額でございます。この基準額が7,600円、第7期が7,480円だったので、その部分が120円の増額となっています。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 月額で120円で、年額では1,440円。しかも、年額では9万1,200円ですから、非常に年金生活者にとっては重い負担となると。

以上、話しておきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

理由は、昨日も言っていますが、町民の生活が大変厳しいからです。

特に、おとしは10%に増税されていると。さらに、昨年から今年にかけて、新型コロナウイルス感染症で町民の生活が非常に厳しくなっていると、各業者も打撃を受けていると。こういう状況の中で、介護保険料を年間で1,400円も上げると。さらに、基準額の辺りで9万円ですから、町民にとっては大変な負担となると。町民の年金の年間の受給は60万円に満たない五十数万円と。その中から、介護保険料で10万円、さらに国保税で十数万円ということになると、国保税と介護保険料だけでも、非常に厳しい状況だと。

こういうことですから、私は、介護保険条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

○議長（瀬川左一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。
本案の採決は、起立採決とします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬川左一君) 着席願います。

(賛成者着席)

○議長(瀬川左一君) 起立多数です。

したがいまして、議案第22号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第23号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第23号七戸町農村環境改善センターの設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第24号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第24号七戸町堆肥センター設置条例を廃止す
る条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第25号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第25号七戸町ライスセンター設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第26号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第26号七戸町農産物流通センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第27号

○議長(瀬川左一君) 日程第13 議案第27号七戸町農産物集出荷貯蔵施設設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第28号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第28号七戸町転作物加工処理施設設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第29号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第29号七戸町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第30号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 議案第30号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) 反対とか、そういうことではないのですけれども、変わったところは、どこが変わったのですか。前のものとの比較がないのですよね。ありますか。ああ、ここですね。失礼しました。

よろしいです。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第31号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第31号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第32号

○議長(瀬川左一君) 日程第18 議案第32号七戸町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(听 清悦君) 光ファイバー整備事業というふうにあるのですけれども、具体的に、町内のどこの地区がこれで整備される予定なのか伺います。

○議長(瀬川左一君) 企画調整課長。

○企画調整課長(田嶋邦貴君) 今未整備である天間地区、例えば、上原子とか栗ノ木沢とか、あの集落の部分ですね。それから、七戸地区、スキー場の下集落、左組の地区で

す。

○議長（瀬川左一君） 7 番議員。

○7 番（听 清悦君） ほかのところの議案でもあったのですけれども、やはり、家族旅行村に光ファイバーを通すとなると、結構な金額がかかります。1,200万円とかそれぐらい、繰越明許費のところにあったと思うのですけれども。

いま、ほかの国では、テレビ局なんかの電波、電波オークションでなんかこう、入札で買えるようなものが、日本は既得権益になっていて、要は、テレビ局とか、総務省の問題が出ていますけれども、あれは接待するというのは、そこの電波オークションをやってもらうと困るということみたいなので。ケーブルで引っ張る方法以外にも、要は、その電波でインターネットもつなげるようになれば、もっと本来、安くできるのかなと思っているので。今現在、ケーブルかもしれないのですけれども、そこは、状況を見て、安くつなぐ方法があれば、それでやってもらいたいなと思っています。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

○7 番（听 清悦君） はい、いいです。

○議長（瀬川左一君） 12 番議員。

○12 番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども。この一番最後のほうにあった中に、目次というか、（略）と、基本的な事項、それから、2番として産業振興とあるのですけれども、この下のほうの中にいけば、これは3番、4番の、例えば、私はいま何を言っているかという、牛とかそういうのもAIの形の中で、光ファイバーが必要なのです。その中の、それはどこの分野に入るのですか。2番のところに入るのですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

今のその光ファイバーのところ、2がいま、交通形態の整備、情報ということになりますけれども。3番ですね、3番のところに入っていくということになります。

○議長（瀬川左一君） いいですか。

○12 番（三上正二君） はい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11 番議員。

○11 番（田嶋輝雄君） ちょっと確認なのですけれども、恐らく、これ、（聞き取れず）平成28年から平成32年とやったと思いますけれども。これは、今は令和というふうな形ですけれども、これは、文章そのものはこのままでいいのですか。そのところをちょっと確認したいです。事業ではなくて、平成28年から平成32年という、その平成32年というのは、今ないですから、ということで。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

これは、平成28年にまず5か年計画で作成しましたので、当時平成32年ということで、これは、平成32年を令和に読み替えるということで取扱いをしておりますので、いまであれば、令和2年ということになります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第33号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 議案第33号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第34号

○議長（瀬川左一君） 日程第20 議案第34号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第35号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 議案第35号町有財産の無償譲与についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第36号

○議長(瀬川左一君) 日程第22 議案第36号町有財産の無償譲与についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第37号

- 議長(瀬川左一君) 日程第23 議案第37号土地売買契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

- 1番(中野正章君) これは、先ほどの建物と農協への無償譲与ということですが、これらによって、固定資産税が今まで入らなかったのが入ってくるというメリットがあるのだと思いますが、それがどれくらいになるかというのわかりますでしょうか。

- 議長(瀬川左一君) 税務課長。

- 税務課長(附田敬吾君) お答えします。

本日の定例会で、この売買契約の関係で承認を頂いた後に、登記作業に入ります。それに向けて、本来、町の行政の財産ですと、非課税ということで、評価額は算定されていませんけれども、いま、算定最中です。ざっとこれくらいというふうな額もまだ届いていませんので、届き次第、何らかの形で皆さんに報告したいと思います。

土地と建物も無償譲与ということで、建物においても課税ということで、課税に関しては、令和3年中に譲与ですので、令和4年度の固定資産税から課税ということになります。

以上です。

- 議長(瀬川左一君) 1番議員、いいですか。

- 1番(中野正章君) はい。

- 議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第38号

○議長（瀬川左一君） 日程第24 議案第38号工事請負変更契約の締結について（荒熊内地区造成工事（第3工区））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 工事金額の減額ということで、提案理由は工事内容の変更ということで、工事内容の実際の変更の内容と、あと設計のほうの変更、その辺お願いします。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

まずは、現地精査の結果ということなのですが、まず、ほとんどが構造物の取り壊しということで、実は、畜産組合のほうの補償工事により基礎部分と解体されておりましたその部分が、一部というよりも大部分が解体が終わっておりましたので、その部分の減額変更となっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 構造物の撤去とか、そのまず変更ということで、この工区は、1から3まで多分あると思うのですがけれども、あとの工区は、多分なかった。

でも、私は、当初の予算というか、設計段階で、この構造物が多分あったにも関わらず、あとになってから変更と。これは、これから今後まず、こういうような工事の発注の仕方、ちょっとこれ不思議に思うのですけれども。その辺、発注する前に、この辺の確認をしてもらいたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第39号

○議長(瀬川左一君) 日程第25 議案第39号十和田地区食肉処理事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第40号

○議長(瀬川左一君) 日程第26 議案第40号十和田地区食肉処理事務組合の解散についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第41号

○議長(瀬川左一君) 日程第27 議案第41号十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○日程第28 議案第42号

○議長(瀬川左一君) 日程第28 議案第42号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○日程第29 議案第43号

○議長（瀬川左一君） 日程第29 議案第43号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第30 議案第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第30 議案第1号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入から行います。
11ページ、1款1項1目個人から、15ページまでの14款3項2目民生費委託金ま

で、発言を許します。

7番議員。

○7番(呷 清悦君) 13ページの13款使用料及び手数料のところ、教育使用料3節保健体育使用料というふうにあるのですけれども、町全体に関わるところで質問したいと思います。

屋内スポーツセンターとかの温水プールだとかの、町民ではなくても、町外の人でも利用できるように料金も設定していると思うのですけれども。その下に商工観光使用料というふうにもあるのですけれども、道の駅であれば、町外の人の場合、手数料が例えば5%高く設定してあるとかというふうにあるのですが、ローズカントリーの中にある加工施設に関しては、町民だけと限定されているのですけれども、これは、施設を造るときに町外の人でも利用できる、あと、町民しか利用できないというので、何か補助事業を使って建てる際に、そういった条件というのはあるのかを伺います。

○議長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(鳥谷部勉君) お答えいたします。

まず、補助事業の採択申請に当たりまして、町民、農業者の農業振興、加工技術の習得ということを中心に補助事業の採択を受けていましたので、基本的には、町外の方というのは想定されておりません。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 7番議員。

○7番(呷 清悦君) 例えば、屋内スポーツセンターというのが結構便利で、大分前ですけれども、青森市の保育園とかが、天気は左右されずに運動会を開けるということで、上手に活用していたり、その一方で、使いたいと思って町民が予約しようと思ったら、先に町外の人に予約されていたということで、町民のための施設なのに、逆に町外の人が上手に使っているということもあって、こういった教育施設とか商工関係の場合は、町外の人、その施設の有効活用も考えればそうなのですけれども、そこは、条件が全くなかったわけですね。そこを確認したいと思います。

○議長(瀬川左一君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中健一君) お答えいたします。

例えば、屋内スポーツセンターについては、確かに町外の団体等も利用しております。それは、議員おっしゃるとおり、施設の有効活用ということを考えております。

ただ、当然、町民の方を優先するというので、先に町内の団体に優先して予約の申込を受け付けております。その空いたところに、町外の団体を入れるという形でやっておりますので、一応、町民の方を優先してやっているということになります。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 次に、15ページ、15款1項1目民生費負担金から、19ページ、22款1項1目法人税・法人事業税交付金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

20ページ、1款1項1目議会費から、26ページ、2款6項1目監査委員費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 24ページ、18節ですが、ここに新型コロナウイルス感染症に関する補助金、支援金、そういうものが計上されています。これがマイナスになっているということで、余り必要とされなかったのかということについて。

それとあとは、一方、プレミアム商品券、これが追加発売されたということで。こちらについては、非常に人気で、あっという間になくなってしまったと。たしか、もうないと思います。今後、また発行する予定があるかどうか。

2点、お願いします。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、前段の部分で、いろいろ減額があるということですがけれども、これは、そのとおりで、当初、まず事業費を組みます。当然、組むので、それから入札があったりとか、事業精査したりすることによって、減額はされているということなので、必要でなくて減額とかではなくて、その範囲の中での減額でございます。

○議長（瀬川左一君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

商品券関係の事業につきましては、一般質問でも町長が答弁したとおり、新年度の中でもコロナ交付金等々を活用して、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、26ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、31ページ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 28ページ、4款5目12節健康診査等委託料というところに関連して質問したいと思います。

やはり、若いうちはいいですけれども、だんだん年を取ってくると病気に、健康だった人もだんだん病気になってくるということと、やはり、特にガンなんかは、早期発見、早期治療ということで、健康診断は非常に重要だと思うのですが。

この頃、特に問題だなと感じているのが、ガンを早く発見するということも大事なので

すけれども、ガンにならないように食べ物を気をつけなければならないというところが、十分情報不足で周知されていないなというふうに思っていますね。農業ですので、除草剤も使うのですけれども、その中でグリホサートという成分が、人の毛髪でも検査できるらしいのですけれども、28人検査をしたら、19人から検出されたというぐらいです。ガンになっているかどうかを調べるということも大事ですけれども、一つは、既に毛髪からグリホサートが検出されるような人というのは、やはり食べ物というので注意する必要がありますのですけれども。今、検査の費用もかなり安くなっていて、二百何十種類の農薬を計るのにも、1回3万円ぐらいでも計れる時代になってきていますので、そういったことも可能だとは思っていますけれども。特に、ガンという部分については、一つの方法として、そういう方法もあると思うのですけれども、それについては、どのように考えているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えいたします。

昨議員がおっしゃるとおり、食べ物等々によってガンになることはあるかと思えます。うちのほうでも、健康増進ということで、広報等々で周知はしていますけれども、そういう食べ物に関して、ガンになるものとかが、うちのほうでも勉強して掲載できるようになったならば、そういうものを媒体として周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昶 清悦君） やはり、情報をというのが非常に大事です。今、ワクチンの話もそうですけれども、いろいろ情報を集めて、ワクチンを接種する、しないというのも各個人の判断になってくると思えます。

それで29ページ、6款7目18節負担金・補助及び交付金の中にオーガニックプラン推進対策事業費補助金（水稻特別栽培）というのがあるのですけれども。

まず、青森県自体食料自給率112%とかということで、七戸町でも、わざわざ外国の米を買って食べているという人は、まだ聞いたことも見たこともないのですけれども、米はまず心配ないのですけれども。やはり、豆腐、納豆、それから調味料でも大豆というのが、やはり使われているというのと、あと、パンとか麺で小麦ですね。特に、食べ物に関しては、そういった点で、子供が食べる物ということで、学校給食が、特にそういった点で、安全面で気をつけなければならないということで、中部の議会でも、私が質問して、小麦に関しては、青森県産のものを使っているということは確認しました。

大豆に関しては、遺伝子組換え作物ではないものを使っているということなのですけれども、やはり、一番確実なのは、私が、例えば、納豆を買うときでも、あのパッケージの裏面の一括表示の細かいところを見るよりも、あの一番目立つところに北海道産の大豆使用とか、ぱんと出ているほうが間違いなく安心して買えるという点で、米以外にも、やはり、大豆も七戸町は203ヘクタールぐらい転作でやっている部分もあるので、やはり、

地産地消の一環で、地元で作っているものを本当は食べられる状態が一番いいと。ただ、加工業者がないので、なかなか地元でそこまでやれる業者がないので、流通がこう見えにくくなる部分もあるのですけれども。

やはり、そこにも取り組んではどうかなと思うのですけれども、そこについての考えがあれば伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

農林課でも地産地消ということで、地元の農産物等の消費をできるだけしましょうということで、PRはしております。また、農協とのタイアップで、いろいろな加工、地元食品を使った加工ということで、従来から取り組んできていましたけれども、だんだん出品数とか参加者少なくなってきたのが現状です。

今後、そういう食生活とか、そういう地元産品のそういうのが重要視されてきている中で、新たな施策として、今後必要であろうと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今の件にも関連するのですけれども、この中で、26ページの8節ですか、6次産業とかそういう形のものの予算が減じられているのですよね。それから、加工センターですか、加工所のものなんかも減っています。

今、課長が言ったように、地産地消、もちろん県でもいま、やっています。この前も議会でなくて、話しましたけれども、県でも来年、再来年にかけて冷凍食品という形でやっています。そのときに、地産地消とって、地元産は、ここは限られているのです。だから、その地産地消の考え方を、例えば七戸町という範囲ではなくて、青森県という形になると肉も魚もいろいろなものがありますので、それを含めて、考えるべきだと思うのです。

それで、そういうふうになったときに、このいまの指定管理のものが、加工センターそのものが、ローズカントリーのほうに管理委託みたいな形なのでしょうけれども、もし、やるとするならば、加工業者がないのは確かなのです。それで、うちにも来ているのですけれども。そうとすれば、もっとあそこのグレードを上げないと。ただ、味噌、ジュースを作るだけではどうにもなりません。だけれども、時代はそういうふうになっているのです。県も2カ年でもう200種類も新しい商品を作りたいという話も来ています。そうすれば、せっかくここにあるのであれば、その加工センターそのものをもっと充実させて、この地産地消をしていますというのではなくて、青森県という範囲でやらないと。ただ、ナガイモとニンニクだけで、幾ら加工しても単品ではそれしかないのです。

だから、そういう形を。これは、課長では無理ですかね。もし、町長が、いま、これどうという形はならないと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 遺伝子組換えの大豆なりトウモロコシなり、実は、私、現地を見てきて、すごいものです、一目瞭然です。その危険性というか、安全性というか、はっきりまだ分かっていないと。だけれども、輸入ものはかなり遺伝子組換えが恐らく混じっていると思っています。そう思って間違いないと思います。

ですから、例えば、給食で使う納豆でも、ここはもう大豆そのものは十分生産されています。先ほどの議案の中にあつた転作物加工処理施設、あれは、実は、国産の大豆なり、それからそれらを使った豆腐、納豆、そういったものを作る施設だったのですけれども、いまは余りそういうふうには動いていないみたいです。

それで、町内に1軒だけありました、豆腐、納豆を製造する事業所が、残念ながらやめたということで、いま、中部は野辺地の業者に豆腐なんかを委託しているということです。

だけれども、技術はありますから、そういう左組の加工施設、あそこでもしできるのであれば、これは相当安全なものを、しかも、ここだけのものということで、提供できるのかなと思っています。いま、そういった御意見を聞きまして、今後、その辺は、やはり検討してみなければならないというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 三上議員が話ししたみたいに、町内だと加工業者の立場で考えた場合に、十分な生産量にならないとすれば、やはり、青森県全体で、県内に供給できるところちょっと規模の大きい業者と提携という方法もあると思うので、やはり、農協の組合長を経験した小又町長に、その辺はリーダーシップを発揮して、青森県産の大豆を使用というふうな商品が豆腐でも納豆でも、地元の店に並ぶ日が早く来ればいいなと思っています。

あとは、やはり加工施設に関しては、農林課のほうもいろいろ条例見直しやら、あと管理のほう、ローズカントリーの職員がやれるように工夫してやっていますけれども。考えてみると、受注生産というのが、実は、売れ残りというのがなくて、確実に、自動車なんか特に注文が来てから作らないと、予想でこれは売れるのではないかと作っても売れないと困るというので。例えば、今は、加工施設に関しては、基本的に自分が売るものを自分で作るということで、ほかから、例えば納豆、豆腐を作ってほしいと言われたのを請負というか、製造委託で使うという使い方はされていないようなのですけれども、やはり加工で収入を上げるといって、商品を直接作って売する方法以外に、ほかから委託されたものを作るというのでも加工で収入を得られると思うので。ローズカントリーのほうでも、そういったニーズを捉えて、注文があつたときに作れるようなやり方にも、運営方法を柔軟にできれば、可能性は広がるのかなと思っています。

その辺はどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 確かに、いろいろな、いわゆる受注なり販売なりと、そういう体

制は取れるというふうに思います。ただ、その辺は、やはりここに先進的な「あずま」、いろいろないわゆる業界とつながってしまっていて、先進的な取組というのをやっていますので、参考にしながら、これはやっていくべきものだというふうに思っております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

1 番議員。

○1 番（中野正章君） 27 ページ、3 款民生費の老人福祉費 1 2 節委託料、ほのぼの地域支え合い事業の委託料が、これは増えているということは、事業が思いのほか、やさったということでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

社協に頼んでいるこの事業の中での除雪活動地区が、当初では、1 2 地区だったのが、今回 2 2 地区、1 0 地区増加となったための補正となっています。

以上でございます。

○1 番（中野正章君） 分かりました。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、31 ページ、7 款 1 項 1 目商工総務費から、34 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費まで、発言を許します。

9 番議員。

○9 番（附田俊仁君） 今朝ほど、建設課長のほうから下北縦貫道路、野辺地一七戸間の経過検討に関する意見聴取というもの、資料が配付になったのですが、33 ページの 8 款 1 目の道路維持費に関連してです。新聞報道等で 2 案、現存の 4 号線拡幅、もしくは、その新設の高速道路ということで、2 案を出しますよということで新聞報道はあったのですが、でも。実際、議会として、この 2 案に対する意見を取りまとめして決めるべきだと思うのです。議会の意見、意志をきちんと国のほうに伝えていく必要があるかと思うのですが。そのことについて、議長、どのようにお計らいしたらよろしいですか。

○議長（瀬川左一君） 11 番議員。

○11 番（田嶋輝雄君） 議長というよりも、私のほうに振ったと思いますけれども、実際、9 番議員から要請がありました。実は、まだアンケートそのものが今日、見たということで、まだまだ実態が分からない中で、この現状でありますけれども、せっかく促進特別委員会としては、青森河川事務所より詳しい資料がまだ来ていないというのが実態であります。そのことを取り寄せながら、特別委員会で皆さんと検討していきたいと、私はそう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） 9 番議員。

○9 番（附田俊仁君） いま、去年、おとしですか、七戸インターまで道路供用が開始されて、その先は、現道の石沢・後平線でしたか、町道に大方の車が来て、通行している

のですが。結局、その高速道路を70キロで走ってきた車が、実際、現道に入ってきて、40キロ走行、40キロでは走行できないですよ、皆さん、急ぐので。地域住民が、その大きなトレーラーなんか道路を行き交うことによって、生活には非常に支障を来しています。実際、道路もすごく壊れていますし。

それなので、そういうのは、やはり専用道路、高速交通体系の結節点の七戸町として、やはり地域住民の安全を守るためにも、新しい現道を拡幅するというものではなくて、新規に造るべきだと私は思うのです。多少、お金はかかるのだと思いますが。その辺を、やはりきっちり考えていかなければいけないと思っているのですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 今の段階では、国土交通省のいわゆる下北半島縦貫道路なのだけれども、国交省が直接工事をやるということになるみたいです。それで、その前段として、計画段階評価という言葉で、どういうルートがいいのか。あるいはまた、道路の構造がどうあればいいのかということ、いま、調査している段階ということで、いまの、実は、それは議案書でも何でもないのでけれども、国土交通省がそれによって、アンケートを欲しいと。それを元にして、参考にして、これからさらに調査を進めて、ルートなり道路構造なりを決定していくということだそうであります。

ですから、恐らくこれから配付になると思います、毎戸。できるだけ多く聴取したいということで、町長名義のアンケート調査のお願いというのを一緒に出す予定になっております。その段階で、あるいはまた次の段階で、町として意見を集約できれば、それはそれで、青森河川国道事務所にそれらの提出をするということになるかと思っています。

いずれにしても、早く造ってもらわないと、せっかくの道路が有効利用されないということ、価値がずっと低くなるということでもありますので、これからそういうことで、皆さんに相談をすることもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今の件なのですけれども、議会のちょっと前に課長から説明がありました。アンケートを取ったら、8%、これではどうにもならない話だけれども。そのためにも、せっかくの道路特別委員会があるのだから、田嶋委員長を初めとして、それを開いてもらって、町そのものの方向性を出すなら出して、それを広報なり、防防災無線なんかで発信して、そういうアンケートを多く出すみたいな形にするべきではないかと。一番大事なところなのですよ、ここは、七戸町は、玄関口ですもの。やはり、それは、他の町村よりも七戸町が、恐らく七戸町の率が一番の大事なところになると思うのですよ。

だから、そういう形で、やはり啓蒙運動でもして、アンケートが8割、9割ぐらい集まったのだという位にするべきだと思うのですけれども、課長、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

全く議員おっしゃるとおりだと思います。いろいろな方法を手だてしていきたいと思
います。

以上となります。

○議長（瀬川左一君） 13番議員。

○13番（田島政義君） 正式に特別委員会がある、ただ11番と言うのではなくて、議
長からこれを特別委員会に付託したいと思えますけれども、ちゃんとした案件として
しゃべって、みんなの了解を取って、特別委員会に付託すればいいのですよ。そうす
れば、会議が開けるのですよ。あなた11番と言ったところで、11番は田嶋輝雄議員で
すから、やはり名指しで委員会をきちんと決めて、指示を出してください。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

特別委員会のほうに付託しますので、よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、34ページ、10款1項2目事務局費から、42ページ、
13款2項13目森林環境譲与税基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○日程第31 議案第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議案第2号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計

補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○日程第32 議案第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第3号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○日程第33 議案第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第33 議案第4号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正

予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○日程第34 議案第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第34 議案第5号令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○日程第35 議案第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第35 議案第6号令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○日程第36 議案第7号

○議長（瀬川左一君） 日程第36 議案第7号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○日程第37 議案第8号

○議長（瀬川左一君） 日程第37 議案第8号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○日程第38 議案第9号

○議長（瀬川左一君） 日程第38 議案第9号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○日程第39 議案第10号から議案第18号まで

○議長（瀬川左一君） 日程第39 議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和3年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたしま

す。

本件9件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託しておりますが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○**予算審査特別委員会委員長（听 清悦君）** 予算審査の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和3年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月5日と3月9日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○**議長（瀬川左一君）** これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（瀬川左一君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（瀬川左一君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（瀬川左一君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和3年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○日程第40 諮問第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第40 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第41 請願第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第41 請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

審査を付託しておりました文教厚生常任委員会の委員長より報告を求めます。岡村委員長、演壇にお願いいたします。

○文教厚生常任委員会委員長(岡村茂雄君) それでは、請願審査報告をさせていただきます。

2月16日の議会運営委員会において、当委員会に付託されました請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願についての審査結果について報告します。

当委員会では、付託を受け、3月4日に委員会を開催し、その取扱について慎重な審議を行いました。その審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長(瀬川左一君) 文教厚生常任委員長の報告がありました。審査の結果につきましては、皆様のお手元に配付している請願審査報告書のとおり採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

請願第1号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○日程第42 発議第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第42 発議第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより本案について、採決します。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和3年度第1回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年3月10日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員

